電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条**　法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 ［一～三　略］ ［2・3　略］ 4　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。） ［(1)～(9)　略］ (10)　移動体識別（設備規則第三条第十六号に規定する移動体識別をいう。第十六条第二号において同じ。）用又は無線電力伝送（無線設備が送信設備から発射された電波を受信することにより行う電力の伝送をいう。第三十二条の八の三において同じ。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの ［(11)～(14)　略］ ［三～十一　略］ （無線電力伝送用構内無線局の条件） **第三十二条の八の三**　無線電力伝送用で使用する構内無線局は、混信を防止し、及び人体にばく露される電波の強度が人体に危害を及ぼすことのないよう、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（免許を要しない無線局） **第六条**　［同上］ ［一～三　同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ［(1)～(9)　同上］ (10)　移動体識別（設備規則第三条第十六号に規定する移動体識別をいう。第十六条第二号において同じ。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの ［(11)～(14)　同上］ ［三～十一　同上］ （無線電力伝送用構内無線局の条件） **第三十二条の八の三**　無線電力伝送（無線設備が、送信設備から発射された電波を受信することにより行う電力の伝送をいう。）用で使用する構内無線局は、混信を防止し、及び人体にばく露される電波の強度が人体に危害を及ぼすことのないよう、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（人体にばく露される電波の許容値） **第十四条の二**　人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。 一　無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。	（人体にばく露される電波の許容値） **第十四条の二**　［同上］ 一　［同上］